

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「地域手当の月額」の次に「並びに寒冷地手当の月額」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。